

平成29年度指定管理者の評価基準について

●指定管理者評価・施設所管課評価基準

※合わせて指定管理者・施設所管課の評価理由欄に記入を行う

配点	基準(項目毎で1~5点)
5	要求水準を大幅に上回っている(先進性があり他の指定管理者の模範となるもの)
4	要求水準を上回っている
3	要求水準を概ね満たしている
2	要求水準を下回っている(一部に改善が必要)
1	要求水準を大幅に下回っている(相当程度の改善が必要)

\* 上記は、事業計画書・業務仕様書等に基づく市の要求水準に照らして判断します

\* 配点が10点満点の項目については、上記各配点に2倍を乗じた点数とする。

以下の3項目については、要求水準を上回っているかどうかの判断が困難であるため  
下記の基準に基づき評価を行う

(4)法令・協定書等の遵守

(7)運営の安定性

(15)管理記録等の整備・保管

配点	基準(項目毎で1~3点)
3	要求水準を概ね満たしている
2	要求水準を下回っている(一部に改善が必要)
1	要求水準を大幅に下回っている(相当程度の改善が必要)

●全体の評価基準(5段階)

施設所管課の採点合計を基に、S~Dで示します。

全体の評価		基準
S	優れている	122点以上(配点合計の85%以上)
A	良好である	108点以上~122点未満(配点合計の75%以上)
B	標準(普通)である	86点以上~108点未満(配点合計の60%以上)
C	改善が必要	58点以上~86点未満(配点合計の40%以上)
D	大幅な改善が必要	58点未満(配点合計の40%未満)